

総務省令第六号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）の規定に基づき、電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年二月一日

総務大臣 武田 良太

電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令

電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下同じ。）を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重下線を付した規定は、これを加える。

改正後	改正前
<p>(第二種指定電気通信設備との接続に関する接続約款の届出)</p> <p>第二十三条の九の三 法第三十四条第二項の規定により、接続約款を定め、又は変更しようとする者は、その実施の日の七日前までに、様式第十七の四の届出書に、次に掲げる事項を記載した接続約款(変更の届出の場合は、接続約款の新旧対照)並びに様式第十七の四の二から様式第十七の四の七まで、様式第十七の四の九、様式第十七の四の十(第二種指定電気通信設備接続規則第十六条第一項の規定に基づき接続料(第二種指定電気通信設備との接続に關し当該第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が取得すべき金額をいう。以下この条において同じ。))を設定する場合)は、様式第十七の四の二から様式第十七の四の十まで)及び総務大臣が別に告示する様式の接続料の算出の根拠に関する説明を記載した書類その他必要な書類を添えて提出しなければならない。この場合において、当該書類に掲記される科目その他の事項の金額及び数値は、接続料の算出に十分な精度を確保できる場合に限る。端数処理を行うときは、<math>\frac{1}{10}</math>を切り上げる。</p> <p>【一~四 略】</p> <p>【二 略】</p> <p>様式第17の4の2 (第23条の9の3関係)</p> <p>【1 略】</p> <p>2 データ伝送交換機能の回線容量単位接続料の原価の算出</p> <p>【表略】</p> <p>【注1~7 略】</p> <p>8 「算定方法」の欄には、費用区分ごとに、予測値の算定において用いた過去の実績値及び予測対象年度における見込み(設備投資額の見込み等予測対象年度における接続料に大きな影響を与え得る基礎的なものについては、具体的な値を含む。)並びに当該予測値の具体的な計算式を記載すること。また、事業年度ごとに算定方法が異なる場合は、当該事業年度ごとに記載すること。</p> <p>2の2 データ伝送交換機能の回線数単位接続料の原価の算出</p> <p>【表略】</p> <p>【注1~5 略】</p> <p>6 「算定方法」の欄には、費用区分ごとに、予測値の算定において用いた過去の実績値及び予測対象年度における見込み(設備投資額の見込み等予測対象年度における接続料に大きな影響を与え得る基礎的なものについては、具体的な値を含む。)並びに当該予測値の具体的な計算式を記載すること。また、事業年度ごとに算定方法が異なる場合は、当該事業年度ごとに記載すること。</p> <p>【2の3~4 略】</p>	<p>(第二種指定電気通信設備との接続に関する接続約款の届出)</p> <p>第二十三条の九の三 法第三十四条第二項の規定により、接続約款を定め、又は変更しようとする者は、その実施の日の七日前までに、様式第十七の四の届出書に、次に掲げる事項を記載した接続約款(変更の届出の場合は、接続約款の新旧対照)並びに様式第十七の四の二から様式第十七の四の七まで、様式第十七の四の九(第二種指定電気通信設備接続規則第十六条第一項の規定に基づき接続料(第二種指定電気通信設備との接続に關し当該第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が取得すべき金額をいう。以下この条において同じ。))を設定する場合)は、様式第十七の四の二から様式第十七の四の九まで)及び総務大臣が別に告示する様式の接続料の算出の根拠に関する説明を記載した書類その他必要な書類を添えて提出しなければならない。この場合において、当該書類に掲記される科目その他の事項の金額及び数値は、接続料の算出に十分な精度を確保できる場合に限る。端数処理を行うときは、<math>\frac{1}{10}</math>を切り上げる。</p> <p>【一~四 略】</p> <p>【二 略】</p> <p>様式第17の4の2 (第23条の9の3関係)</p> <p>【1 同左】</p> <p>2 【同左】</p> <p>【表同左】</p> <p>【注1~7 同左】</p> <p>8 「算定方法」の欄には、費用区分ごとに、予測値の算定方法を具体的に記載すること。予測値の算定に当たり、過去の実績値からの推測のみでなく、基地局等の整備見込み及びビジネス更新予定、会計方針及び会計基準の変更(加速償却、除却、減価償却方法の変更等)等の算定時点で判明している各事業年度の予測接続料に影響を与え得る要素を反映した場合、それらがわかるよう記載すること。また、事業年度ごとに算定方法が異なる場合は、当該事業年度ごとに記載すること。</p> <p>2の2 【同左】</p> <p>【表同左】</p> <p>【注1~5 同左】</p> <p>6 「算定方法」の欄には、費用区分ごとに、予測値の算定方法を具体的に記載すること。予測値の算定に当たり、過去の実績値からの推測のみでなく、基地局等の整備見込み及びビジネス更新予定、会計方針及び会計基準の変更(加速償却、除却、減価償却方法の変更等)等の算定時点で判明している各事業年度の予測接続料に影響を与え得る要素を反映した場合、それらがわかるよう記載すること。また、事業年度ごとに算定方法が異なる場合は、当該事業年度ごとに記載すること。</p> <p>【2の3~4 同左】</p>

様式第17の4の4（第23条の9の3関係）

1 データ伝送交換機能の回線容量単位接続料に係る需要

〔表略〕

〔注1～4 略〕

5 「予測値の算定方法」の欄には、予測値の算定において用いた過去の実績値及び予測対象年度における見込み（データ伝送容量の拡充予定等予測対象年度における接続料に大きな影響を与え得る基礎的なものについては、具体的な値を含む。）並びに当該予測値の具体的な計算式を記載すること。また、事業年度ごとに算定方法が異なる場合は、当該事業年度ごとに記載すること。

1の2 データ伝送交換機能の回線数単位接続料に係る需要

〔表略〕

〔注1～3 略〕

4 「予測値の算定方法」の欄には、予測値の算定において用いた過去の実績値及び予測対象年度における見込み（データ伝送容量の拡充予定等予測対象年度における接続料に大きな影響を与え得る基礎的なものについては、具体的な値を含む。）並びに当該予測値の具体的な計算式を記載すること。また、事業年度ごとに算定方法が異なる場合は、当該事業年度ごとに記載すること。

〔1の3～3 略〕

様式第17の4の6（第23条の9の3関係）

〔1 略〕

2 データ伝送役務

〔表略〕

〔注1～7 略〕

8 「算定方法」の欄には、資産区分ごとに、予測値の算定において用いた過去の実績値及び予測対象年度における見込み（設備投資額の見込み等予測対象年度における接続料に大きな影響を与え得る基礎的なものについては、具体的な値を含む。）並びに当該予測値の具体的な計算式を記載すること。また、事業年度ごとに算定方法が異なる場合は、当該事業年度ごとに記載すること。

様式第17の4の9（第23条の9の3関係）

〔1 略〕

1の2 データ伝送交換機能の回線数単位接続料の実績値に対する予測値の比率

原価（単位：円）	予測値	実績値	予測値 / 実績値	乖離が生じた理由

様式第17の4の4（第23条の9の3関係）

1 〔同左〕

〔表同左〕

〔注1～4 同左〕

5 「予測値の算定方法」の欄には、予測値の算定方法を具体的に記載すること。予測値の算定に当たり、過去の実績値からの推測のみでなく、データ伝送容量の拡充予定等の算定時点で判明している各事業年度の予測接続料に影響を与え得る要素を反映した場合、それらがかかるよう記載すること。また、事業年度ごとに算定方法が異なる場合は、当該事業年度ごとに記載すること。

1の2 〔同左〕

〔表同左〕

〔注1～3 同左〕

4 「予測値の算定方法」の欄には、予測値の算定方法を具体的に記載すること。予測値の算定に当たり、過去の実績値からの推測のみでなく、データ伝送容量の拡充予定等の算定時点で判明している各事業年度の予測接続料に影響を与え得る要素を反映した場合、それらがかかるよう記載すること。また、事業年度ごとに算定方法が異なる場合は、当該事業年度ごとに記載すること。

〔1の3～3 同左〕

様式第17の4の6（第23条の9の3関係）

〔1 同左〕

2 〔同左〕

〔表同左〕

〔注1～7 同左〕

8 「算定方法」の欄には、資産区分ごとに、予測値の算定方法を具体的に記載すること。予測値の算定に当たり、過去の実績値からの推測のみでなく、基地局等の整備見込み及びシフト更新予定、会計方針及び会計基準の変更（加速償却、除却、減価償却方法の変更等）等の算定時点で判明している各事業年度の予測接続料に影響を与え得る要素を反映した場合、それらがかかるよう記載すること。また、事業年度ごとに算定方法が異なる場合は、当該事業年度ごとに記載すること。

様式第17の4の9（第23条の9の3関係）

〔1 同左〕

1の2 〔同左〕

原価（単位：円）	予測値	実績値	予測値 / 実績値	乖離が生じた理由

利潤（単位：円）					
需要（単位：回線）					
接続料単価					

【注1～5 略】

様式第17の4の10（第23条の9の3関係）

1 データ伝送交換機能の接続料原価抽出の手順

	費用の抽出に係る手順	備考
移動電気通信役務に係る費用から音声伝送役務に係る費用の控除及びデータ伝送役務に係る費用の抽出（以下「ステップ1」という。）		
データ伝送役務に係る費用から回線容量課金対象外費用の控除及び回線容量課金対象費用の抽出（以下「ステップ2」という。）		
回線容量課金対象費用から接続料原価対象外費用の控除及び接続料原価対象費用の抽出（以下「ステップ3」という。）		

注 ステップ1、ステップ2及びステップ3における費用の抽出に係る手順は、基礎事業年度（第二種指定電気通信設備接続料規則第17条第2項に規定する基礎事業年度をいう。）に係る実績値を算定する際に用いたものを記載すること。

2の1 ステップ2における抽出状況の詳細

	直課している費用について		配賦している費用について		直課している費用及び配賦している費用の割合	備考
	回線容量課金対象外費用のうち主要な費用及びその額	回線容量課金対象費用のうち主要な費用及びその額	配賦している費用のうち主要な費用及びその額	配賦の基準		
営業費						

利潤（単位：円）					
需要（単位：Mbps）					
接続料単価					

【注1～5 同左】

【新設】

運用費					
施設保全費					
共通費					
管理費					
試験研究費					
研究費償却					
減価償却費					
固定資産除却費					
通信設備使用料					
租税公課					

- 注 1 基礎事業年度（第二種指定電気通信設備接続料規則第17条第2項に規定する基礎事業年度をいう。）に係る実績値を算定する際に用いたものを記載すること。
- 2 「直課している費用について」の欄は、回線容量課金対象費用又は回線容量課金対象外費用のいずれに該当するか個別に判断できる費用について記載すること。
- 3 「配賦している費用について」の欄は、回線容量課金対象費用又は回線容量課金対象外費用のいずれにも該当する費用について記載すること。
- 4 主要な費用及びその額はその具体的な内容が分かるように記載すること。営業費、共通費、管理費及び租税公課を除く費用区分については、各欄に記載する主要な費用の合計額が、当該主要な費用が構成する費用全体の三分の二以上となるようにすること。
- 5 配賦の基準は、その定義及び具体的な計算方法を備考欄に記載すること（重複の場合は省略可。）。
- 6 様式に示す費用区分から更に細分した区分を設けている場合は、適宜欄を追加すること。
- 2の2 スケジュール3における抽出状況の詳細

	直課している費用について	配賦している費用について	直課している費用及び配賦している割合	備考
	接続料原価対象外費用のうち主要な費用及びその額	接続料原価対象費用のうち主要な費用及びその額	配賦している費用のうち主要な費用及びその額	

営業費									
運用費									
施設保全費									
共通費									
管理費									
試験研究費									
研究費償却									
減価償却費									
固定資産除却費									
通信設備使用料									
租税公課									

- 注 1 基礎事業年度（第二種指定電気通信設備接続料規則第17条第2項に規定する基礎事業年度をいう。）に係る実績値を算定する際に用いたものを記載すること。
- 2 「直課している費用について」の欄は、接続料原価対象費用又は接続料原価対象外費用のいずれに該当するか個別に判断できる費用について記載すること。
- 3 「配賦している費用について」の欄は、接続料原価対象費用又は接続料原価対象外費用のいずれにも該当する費用について記載すること。
- 4 主要な費用及びその額はその具体的な内容が分かるように記載すること。営業費、共通費、管理費及び租税公課を除く費用区分については、各欄に記載する主要な費用の合計額が、当該主要な費用が構成する費用全体の三分の二以上となるようにすること。
- 5 配賦の基準は、その定義及び具体的な計算方法を備考欄に記載すること（重複の場合は省略可。）。
- 6 様式に示す費用区分から更に細分した区分を設けている場合は、適宜欄を追加すること。

備考 様式〇〔 〕〇記号を併記せよ。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。